

三木町農業委員会

令和6年4月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和6年4月定例会議事録

- (会 期) 1日間
(開催年月日) 令和6年4月19日
(会議時間) 13:22～14:20
(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 18名

- | | | |
|-----|----|-------------|
| 2番 | 松田 | 隆雄 |
| 3番 | 平井 | 直行 |
| 4番 | 沖藤 | 高奨 |
| 5番 | 阿部 | 一義 |
| 6番 | 古市 | 哲 |
| 7番 | 溝渕 | 常雄 |
| 8番 | 高重 | 浩二 |
| 9番 | 原内 | 健正 |
| 10番 | 森 | 宏樹 |
| 11番 | 北岡 | 利幸 |
| 12番 | 鈴木 | 勤 |
| 13番 | 地下 | 三 |
| 14番 | 岡田 | 久 |
| 15番 | 川田 | 正憲 |
| 16番 | 藤澤 | 勇一 |
| 17番 | 多田 | 幸子 |
| 18番 | 溝渕 | 廣明 (会長職務代理) |
| 19番 | 高尾 | 壽一 (会長) |

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設委員会審議報告について

13時22分 開会

事務局 只今から4月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案17件と農用地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。本日の議事録署名委員につきましては、松田委員さんと平井委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長よろしく願いいたします。

会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。

事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。

【番号1から番号6について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 6件の説明が終わりました。何かご質問のある方いらっしゃいませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号、3号、4号について併せて事務局より提案をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。

【議案第2号、第3号、第4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。ご審議、よろしくをお願いします。

会長 4条、5条については、現地調査となるので、現地調査の報告をお願いします。

川田委員 それでは、現地調査の報告を行います。4月分の農地法関連の申請について、去る、令和6年4月11日（木）の午前9：00から4条申請5件、5条申請4件、5条事業計画変更2件の合計11件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、藤澤委員、私、事務局2名の計6名、及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。

現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。この中で問題となったのは4条申請の番号1、2、3、5です。これらの案件につきましては、既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響もありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。

以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 それでは地区担当の委員の方。補足説明がありましたらお願いします。鈴木委員さん、4条の1番。

- 鈴木委員 宅地の南でちょっと農地が残っていただけなので、別に問題はありません。
- 会長 4条の2番。
- 高重委員 ●●さんのところですが、これは5条の転用に絡んで無断転用が見つかったため、解消するもので、特に問題ないと思います。
- 会長 4条の3番。
- 沖藤委員 これも無断転用にはなるんですが、隣接農地も全て申請者がもっているんで、特に問題はないと思います。
- 会長 4条の4番。
- 平井委員 4番の●●さんの件について地図で申請地の東側にあるのが今住んでいる自宅です。この一帯を●●という会社が資材置場で開発するという計画があり、立ち退きになるのでその補償として今回の申請地に引っ越しをするということなので、問題ないと思います。
- 会長 4条の5番。
- 原内委員 申請地の周囲は全て●●さんの田んぼなので、特に問題ないと思います。
- 会長 続けて5条の1番お願いします。
- 溝渕委員 ●●さんの田んぼを●●さんが買うということですが、●●さんは元々は●●の人だったんですが、現在は県外の●●に住んでおり、管理にも困るので売却するという事です。水利組合等の同意も得ておりますので、問題ないと思います。
- 会長 5条の2番。
- 高重委員 大規模な転用にはなりますが、開発区域の中で代替えの水路をきちんと設置しているのでいいと思います。
- 会長 5条の3番。
- 鈴木委員 ●●の分譲の件ですが、以前開発したところが半分以上売れたため、今回北側の農地を購入して、もっと広くするという計画です。用水との話もできているので別に問題ありません。
- 会長 5条の4番。
- 沖藤委員 現地確認の結果、ちょうど水路の横ということで、すぐに排水もできる状況であり、一部土を盛って半分造成がすすんでいるようだったので、全く問題ないと思います。
- 会長 ありがとうございます。5条の事業計画変更ですが、1番については図面にありますように前回の分譲から隣接して広がるため、区画数の増加に伴う計画変更です。2番については、造成しているところなんですが、1軒だけまだ建っていないので、その工期の延長に伴う計画変更です。
- 会長 それでは議案の2、3、4号について何かご質問ありませんか。
- 沖藤委員 5条申請2番の店舗というのは、どういった店舗になるんですか。

- 事務局 プライベートブランドであったり、日用品も多く取り入れておるような大型のスーパーです。九州に多くの店舗を構えており、県内でも丸亀が最近オープンし、三豊でも開発が進んでおります。
- 沖藤委員 大半が駐車場の用地になるんですか。
- 事務局 店舗の敷地面積が 5,000 m²程度になるので、残り 5,000 m²程度は駐車場用地になります。
- 会長 5条の2番の図面を見てほしいのですが、併用地で青い部分は隣接する●●の駐車場になります。それを共用するという形になるようです。進入路は北の高松東バイパスからと西側の●●の駐車場からも行き来できるようです。農地としては申請地の南側と東側に6、7枚残ります。それから5条の3番ですが、地図の赤いところと青いところも全部住宅になりますので、この一角はほとんど住宅になるということです。
- 会長 他にご質問はございませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは採決に入ります。議案第2号農地法第4条の許可申請について、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして議案第3号農地法第5条の許可申請について承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして議案第4号事業計画変更2件でございますが、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。いずれも全会一致で承認することといたします。続きまして、議案第5号でございますが、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。
- 事務局 失礼します。それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。番号12から説明いたします。
【番号12から番号20について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 質問のある方いらっしゃいますか。特にございませんか。
- 古市委員 15番の機構を通じて●●さんから●●さんに貸借している件なんですけど、耕作面積が2,500 m²ということで、これは町内だけなんですか。それとも高松市等でも耕作面積があるんでしょうか。
- 事務局 資料に出ている耕作面積は町内だけの面積になります。
- 会長 よろしいですか、はい。それと気になっているのが高齢の方が出し手になっている場合、使用貸借の場合は、出し手の方がお亡くなりになった際に契約が切れるという民法上の規定になっていますので、知っておいていただければと思います。

- 藤澤委員 いいでしょうか、10ページにもありますように●●が農地を借りているわけですが、その際に水管理の問題は生じていないでしょうか。
- 事務局 特に農業委員会事務局に対して水利組合と●●の間で揉めているような話は聞いたことがないです。
- 藤澤委員 水管理に支障はないということによろしいですか。
- 会長 最近では聞かんけど、しばらく前はバルブのどこを開けたままにして、閉めに来るのを忘れていたという話がありましたね。最近では聞かんけどね。
- 職務代理 今は太陽光で事務所から遠隔操作しているはずですが。●●については。
- 会長 バルブの横に太陽光のソーラーを付けて、レベルを感知しながら自動で開閉を行うということで、全部はついてないようなことは聞いていますが、オープン水路の場合はそんなに苦情はきていないと思います。
- 会長 他に質問ありませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは採決に入ります。議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 ありがとうございます。全会一致で承認とします。審議事項は以上となります、続きまして、報告議案の第1号について説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。
【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。
- 会長 報告事項にはなりますが、ご質問はございますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 なければ、議案については以上となります。
続きまして、次第の2番、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和6年3月の審議分となります。農地法第4条につきましては、香川県が2件、2,445.10㎡、三木町分については0件でした。農地法第5条につきましては、香川県が18件、66,253.38㎡、三木町分は0件でした。なお4月分は今月審議しました2件分が審議される予定です。以上となります。
- 事務局 長時間にわたりご臨席ありがとうございます。閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。
- 職務代理 (挨拶)
- 事務局 以上を持ちまして農業委員会4月の定例会を閉会いたしたいと思っております。皆様お疲れ様でした。